

芦屋市

2021



都市計画

2030

マスタープラン

Master Plan of ASHIYA CITY

概要版



令和3年(2021年)6月

都市計画マスタープランに関する基本的事項

● 改定の背景

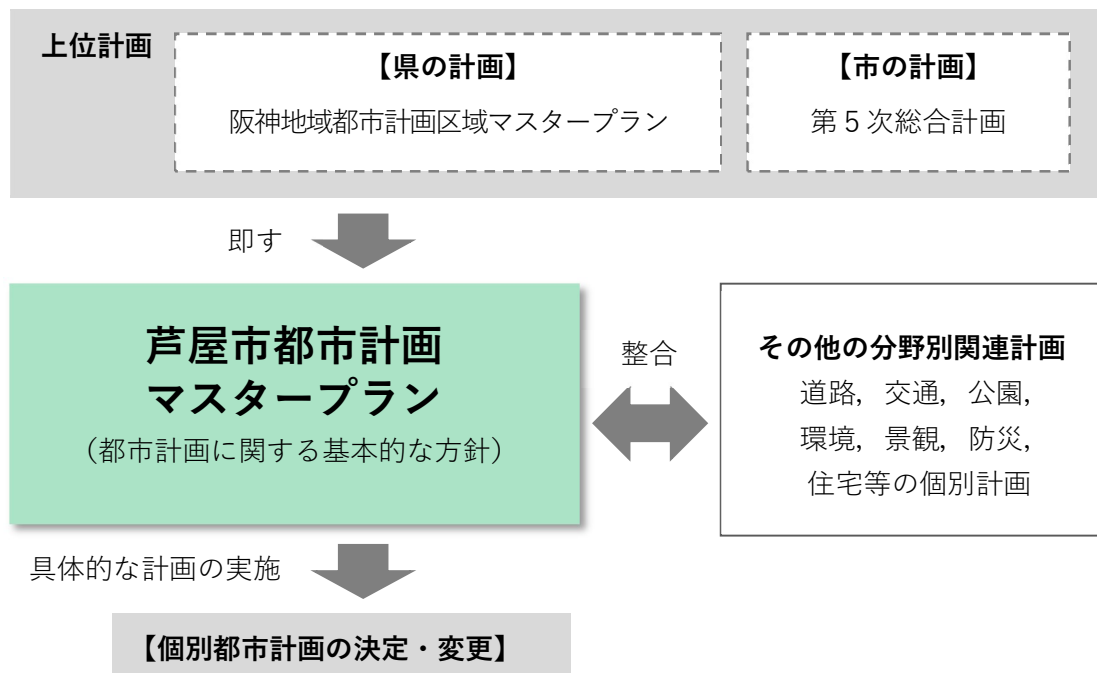
人口減少や少子高齢化の進展など社会変化を迎えるなかで、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史・文化、良好な住環境などの魅力ある芦屋のまちを、次の世代に継承していくため、将来像や具体的なまちづくりの方向性を示すものとして改定を行います。

● 計画の位置づけ

本マスタープランは、「第5次総合計画」および「阪神地域都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や分野別の関連計画の内容を踏まえつつ、策定するものです。

また、「第5次総合計画」では、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を取り入れており、本マスタープランにおいても、「第5次総合計画」と連携しながらSDGsの推進に向けて取組を進めていきます。

本マスタープランの目標年次は、10年後の令和12年度（2030年度）としています。



● 計画の目的と役割

- ・実現すべき具体的な都市の将来像を示します
- ・土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とします
- ・さらなる市民参画や協働のまちづくりを推進します

全体構想 ～目指すべき将来像～

● まちづくりの理念

び かい ゆう 美, 快, 悠のまち 芦屋

緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にもやさしく、

文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します

● まちづくりの目標

- ・ 社会変化に対応した快適な都市空間づくり
- ・ 安心して住み続けられる良好な住環境づくり
- ・ 環境にやさしく潤いのある都市づくり
- ・ 個性と魅力ある高質な都市空間づくり
- ・ 人とのつながりや交流を育むまちづくり

● 都市構造

【基本的な考え方】

「都市拠点」、「都市軸」、「自然風景ゾーン」により基本的な都市構造を構成します。

これらを補完する「生活・交流拠点」を適切に配置し、緑豊かな街路樹や河川等によって都市全体を結び付けます。



都市構造図

全体構想 ～まちづくり整備方針～

◇ 土地利用方針

- ・人口減少や少子高齢化の進展により、将来的に市街地の低密度化、生活機能や地域活力の低下などが懸念されることから、今後の土地利用に当たっては、良好な住環境や生活利便性の維持・充実を図り、持続可能で暮らしやすい都市づくりを目指します。
- ・これらの背景を踏まえ、市街地については、現在の市街化区域（面積約 969ha）から拡大を図らないものとします。

◇ 交通環境・都市施設等の整備方針

- ・人口減少や少子高齢化の進展、自動走行車両等の次世代モビリティの普及など、今後の社会情勢の変化を見据えながら、交通環境の整備・充実を図ります。
- ・公共交通は、持続可能な交通ネットワークの構築や MaaS などの ICT の活用により、交通機能の維持や利便性の向上、利用促進を図ります。
- ・交通の円滑化や安全性、防災性の向上等を図るため、市街地における道路ネットワークの形成・充実を図ります。
- ・道路や上下水道、公園などの都市基盤施設は、適切な維持管理、計画的な更新等を進め、都市の安全性や防災性の向上等を図ります。
- ・公共施設は、統廃合や複合化による施設の総量縮減と官民にとらわれない施設の効率的な運営を図ります。



◇ 自然環境・都市環境の保全・形成方針

- ・本市の特徴でもある、六甲山系の山、芦屋川や宮川などの川、大阪湾の海など、豊かな自然環境の保全を図ります。また、地域の特性に応じた適正な規制・誘導や市民との協働による緑化を図り、良好な住環境を保全・形成し、自然を身近に感じられる快適なまちづくりを目指します。
- ・また、環境にやさしい生活を実現するために、車に依存しない移動や省エネルギーの促進等、クールチョイスの取組を推進し、環境を大切にする生活文化を育成します。

◇ 都市景観の保全・形成方針

- ・本市の景観は、六甲山の山並みと大阪湾の海の広がり市街地景観の背景となっており、これらの自然景観が景観構造の基本となっています。
- ・芦屋らしいゆとりと風格のある市街地景観を保全・形成するため、市民の参画と協働の下、様々な景観誘導施策を実施してきました。
- ・今後も、これまで築き上げてきた良好な景観を継承するとともに、さらなる発展を目指します。

◇ 都市防災の方針

- ・阪神・淡路大震災や東日本大震災では、想定外と言われた地震と津波により甚大な被害が発生しました。また、近年では勢力の大きい台風や豪雨により、土砂災害や水害等の被害が全国各地で起きています。
- ・これまでの大規模災害の教訓や近年の災害発生状況を踏まえ、災害時の被害を未然に防ぐ「防災」や最小化する「減災」の考え方を基本に、「地域防災計画」や「強靱化計画」に基づき、無電柱化など都市の防災構造の強化に資するハード面の整備とともに、市民の防災意識の向上や自主的な防災活動の促進といった地域防災力の向上などのソフト面の対策を進めます。



地域別構想 ～まちづくり方針～

北部地域

◇ まちづくり方針

1) 自然と調和した緑豊かな住環境の保全・形成

- ① 自然環境の保全と調和
- ② 緑豊かな住宅地の保全・形成

2) 暮らしやすさを支える移動性と安全性の確保

- ① 地域内外の連携を促す交通機能の維持
- ② 地域の防災性の向上

3) 豊かな自然など地域資源を活かしたまちづくり

- ① 地域資源の保全・活用
- ② 自然に親しみ回遊できる環境づくり

凡 例

-  森林地域
-  低層住宅地
-  レクリエーション地
-  緑の拠点
-  歴史・文化施設
-  公共公益施設等
-  地区計画
-  風致地区
-  特別緑地保全地区
-  主要道路
-  河川
-  主な公園・緑地



北部地域まちづくり方針図

山手地域

◇ まちづくり方針

1) 安全・快適な住環境と地域核の形成

- ① 美しい住宅地景観の保全・形成
- ② 暮らしやすさを支える拠点づくり
- ③ 安全安心な住宅地の形成

2) 歴史や文化に触れる環境の保全・創出

- ① 地域固有の歴史・文化的資源の継承
- ② 歴史・文化的資源を活かしたまちづくり

3) 防災性の向上や交流・連携を促進する交通ネットワークの形成

- ① 交通の円滑化や防災性を高める交通ネットワークの形成
- ② 人にやさしい快適な道路空間づくり
- ③ 地域内を回遊できるネットワークづくり

凡 例

	低層住宅地
	中低層住宅地
	商業地
	地域核
	緑の拠点
	防災・医療拠点
	歴史・文化施設
	公共公益施設等
	地区計画
	風致地区
	緑の保全地区
	主要道路
	利便性を活かした沿道利用
	河川
	主な公園・緑地
	鉄道
	交通結節点



山手地域まちづくり方針図

中央地域

◇ まちづくり方針

1) 都市の活力とにぎわいを創出するまちづくり

- ① 地域特性に応じた都市機能の充実
- ② 地域資源を活かしたまちづくり

2) 安全で快適な都市基盤の形成

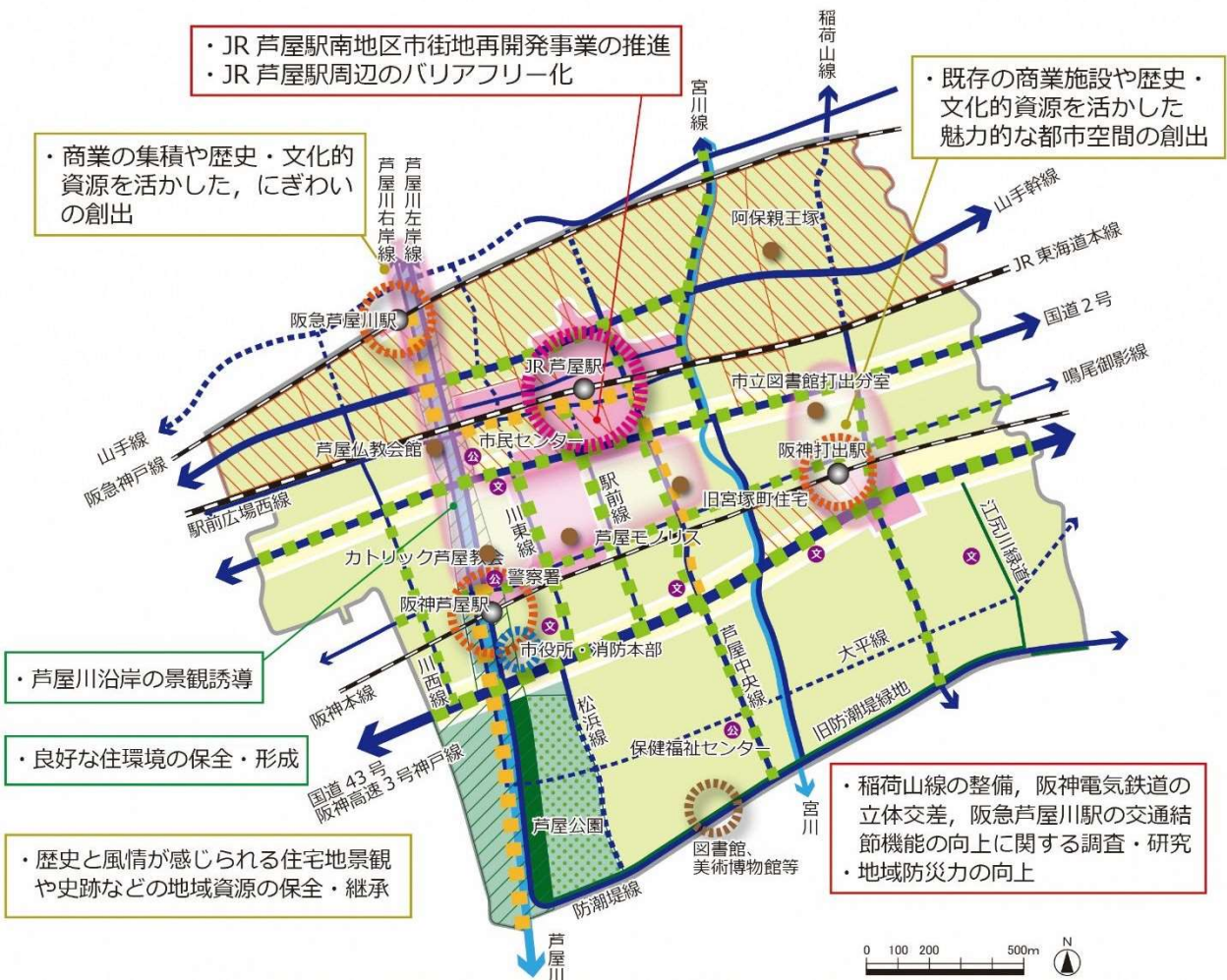
- ① 安全で快適な交通ネットワークの形成
- ② 人にやさしい都市空間づくり
- ③ 地域の防災性の向上

3) 個性と魅力ある都市空間の形成

- ① 良好な住環境の保全・形成
- ② 潤いある都市空間の形成

凡 例

	低層住宅地
	中低層住宅地
	中高層住宅地
	商業地
	中心核
	地域核
	防災・医療拠点
	文化拠点
	歴史・文化施設
	公共公益施設等
	地区計画
	風致地区
	緑の保全地区
	主要道路
	無電柱化優先整備路線
	利便性を活かした沿道利用
	河川
	緑道
	主な公園・緑地
	鉄道
	交通結節点



中央地域まちづくり方針図

芦屋浜地域

◇ まちづくり方針

1) 次世代へ引き継がれる安全で快適な住環境の形成

- ① 良好な住環境の保全や次世代への継承
- ② 地域の生活機能の維持・誘導
- ③ 地域の防災性の向上

2) 地域間の連携や市民の交流を育むまちづくり

- ① 周辺地域との連携の促進
- ② 市民の交流を促す空間づくり

3) 潤いのある都市空間の形成

- ① 水辺に親しめる環境づくり
- ② 緑豊かな住環境の保全・形成

凡 例

	低層住宅地
	中低層住宅地
	中高層住宅地
	商業地
	地域核
	緑の拠点
	文化拠点
	公共公益施設等
	地区計画
	海浜ゾーン
	主要道路
	河川
	緑道
	主な公園・緑地



芦屋浜地域まちづくり方針図

南芦屋浜地域

◇ まちづくり方針

1) 地域資源を活かした交流や回遊性のある都市空間づくり

- ① レクリエーション施設等を活かした市民交流の促進
- ② 地域特性を活かした回遊性のある都市空間づくり

2) 快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

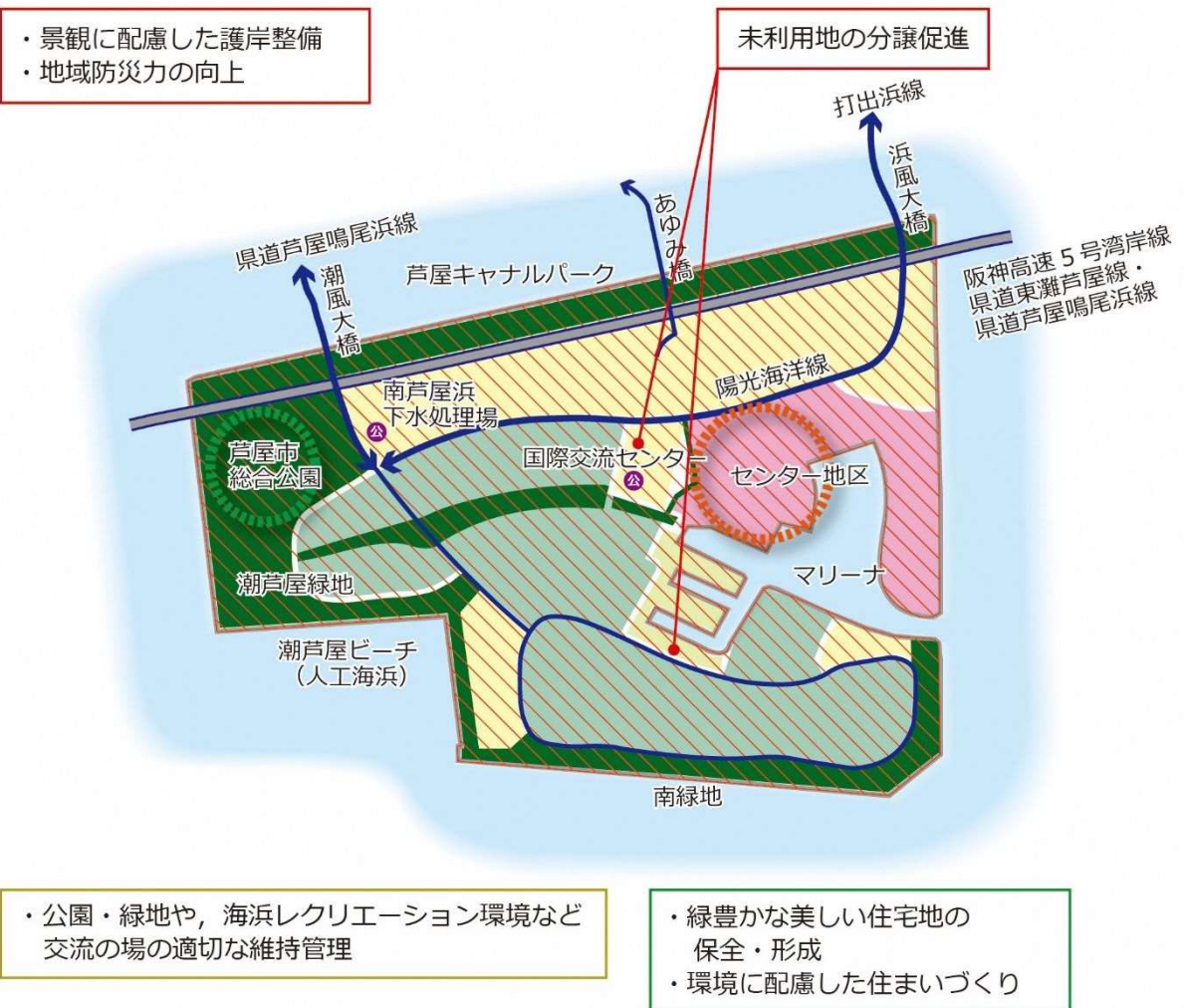
- ① 快適なまちの維持・充実
- ② 地域の防災性の向上

3) 環境にやさしく美しいまちづくり

- ① 緑豊かで美しい住宅地の保全・形成
- ② 環境に配慮した住まいづくり

凡 例

	低層住宅地
	中低層住宅地
	中高層住宅地
	商業地
	地域核
	緑の拠点
	公共公益施設等
	地区計画
	海浜ゾーン
	主要道路
	河川
	緑道
	主な公園・緑地



南芦屋浜地域まちづくり方針図

まちづくりの推進

都市計画マスタープランの実現に向けて

【基本的な考え方】

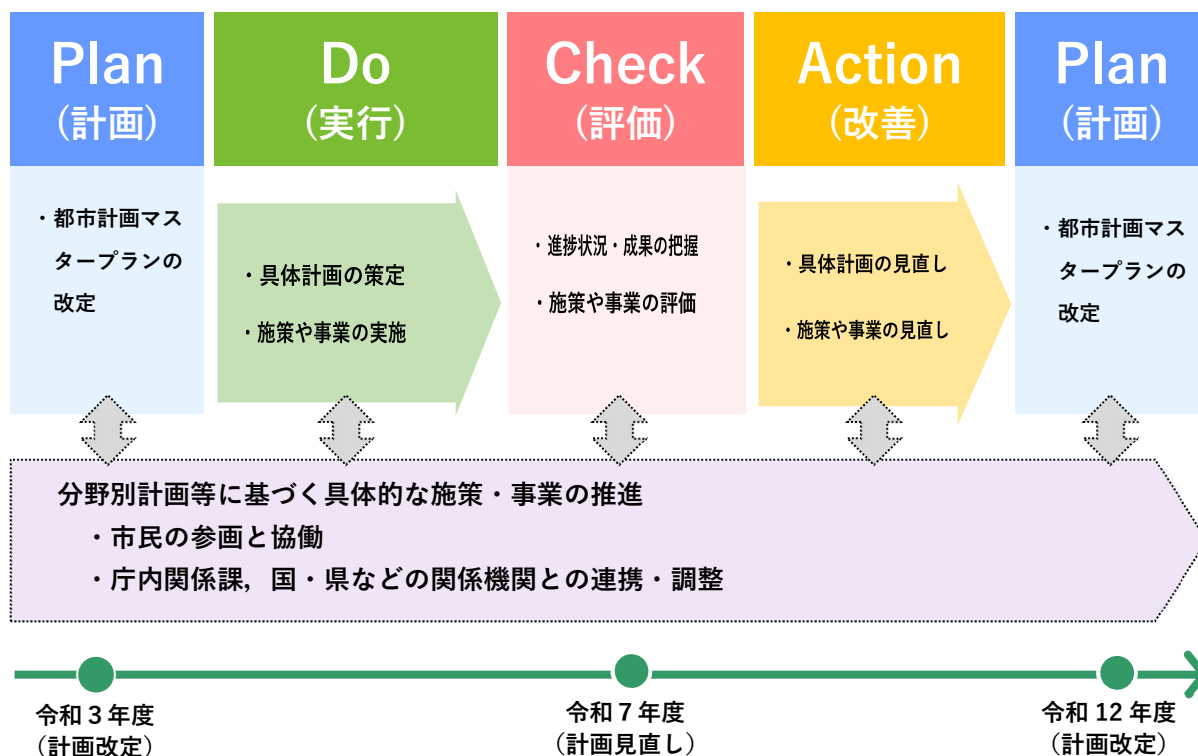
- ・本マスタープランに掲げるまちづくりの理念や目標の実現に向けて、具体的な各施策・事業の実施状況等を把握・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・また、社会情勢の変化、多様化する価値観やニーズ等に対応するため、行政だけではなく、市民や事業者等のまちづくりへの参加、協力や連携等により、きめ細かなまちづくりを進めます。

● 参画と協働のまちづくり

- ◇ まちづくりに関する情報発信
- ◇ まちづくりへの参加機会の充実
- ◇ まちづくりの担い手の育成
- ◇ 市民主体のまちづくりの推進

● 都市計画マスタープランの推進・見直し

- ・本マスタープランの実現に向けた取組を推進していくため、PDCA サイクルに基づき、各施策や事業の実施状況等の把握・評価を行います。また、社会情勢の変化や上位計画の変更などに合わせて、見直しの必要性を検討します。





芦屋市都市計画マスタープラン 概要版

令和3年（2021年）6月 策定

芦屋市 都市建設部 都市計画課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL (0797) 38-2073 FAX (0797) 38-2164